



平成 24 年 5 月 24 日

各 位

上場会社名	株式会社トーエネック
代表者	代表取締役社長 越智 洋
(コード番号	1946)
問合せ先責任者	法務室長 藤田 憲邦
(TEL	052-219-1908)

工事用資材の架空発注に関する調査結果ならびに
同事案および建設業法上の資格取得申請に係る不正行為に関する社内処分について

当社は、平成 23 年 12 月 22 日に「建設業法上の資格取得申請に係る不正行為および工事用資材の架空発注について」を公表いたしました。このたび、工事用資材の架空発注（以下「架空発注事案」といいます。）に関する調査を完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、建設業法上の資格取得申請に係る不正行為に関する調査結果については、平成 24 年 4 月 5 日にお知らせしたとおりです。

また、当社は、同事案の調査結果および監督官庁からの処分等（平成 24 年 5 月 23 日お知らせ済み）を踏まえて、関係者の処分を決定いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

お客さまや株主・投資家の皆さまにはご迷惑・ご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申しあげます。

今後は、二度と同様の事象を発生させることのないよう、再発防止の徹底を図り、皆さまからの信頼の回復に向け、コンプライアンス経営に努めてまいります。

記

1 架空発注事案の調査結果（詳細は別紙のとおり）

- ・全体で約 1 億 5,000 万円の架空発注（工事用資材でない物の工事用資材としての発注）があった。
- ・その内訳は、私的使用約 1,300 万円、現場使用約 8,100 万円、客先贈呈約 5,600 万円であった。

※私的使用：私的使用のために工事用資材として発注したもの

現場使用：当社の現場で使用する備品や工具類を工事用資材として発注したもの

客先贈呈：交際費で処理すべき客先への贈答品を工事用資材として発注したもの

2 両事案に関する社内処分

両事案に関して、関係者の責任を明確にするため、以下のとおり処分することを決定いたしました。

(1) 役員（常勤）

代表取締役	2名	報酬月額の30%減額	3ヶ月
取締役	7名	報酬月額の30%減額	3ヶ月～1ヶ月

なお、監査役から、以下のとおり報酬の自主返上の申し出がありました。

監査役	2名	報酬月額の10%自主返上	1ヶ月
-----	----	--------------	-----

(2) 役員以外の関係者

執行役員	27名	報酬月額の30%～10%減額	1ヶ月
従業員	懲戒休職13名、出勤停止41名、減給43名、けん責22名 (その他、147名を訓戒といたしました。)		

なお、架空発注事案に関して、約1億円の追徴課税をされましたが、過年度決算の修正は行わず前期に一括処理済みであり、これによる当社の業績への影響は軽微であります。

以 上

調査結果等

コンプライアンス推進委員会（委員長：社長）のもとに、営業部門、法務部門、企画部門、経理部門、資材部門を中心とするメンバーで構成する社内調査チームを設け、取引に関わった資材業者から当社に家電製品等を納入したものに関するデータの提出を受けるとともに、弁護士の協力を得て、関与の可能性がある従業員に対して事実確認等の調査を実施した。

1 調査結果

- ・全体で約 1 億 5,000 万円の架空発注があった。このうち、前回再発防止策に着手した平成 22 年 4 月以降の行為は、全体で約 400 万円であった。
- ・架空発注の内訳は、私的使用のほか、現場使用や客先贈呈などの本来、備品等購入あるいは交際費として処理すべきところを適切に行なわなかった行為であり、その金額は、私的使用約 1,300 万円、現場使用約 8,100 万円、客先贈呈約 5,600 万円であった。
- ・これらの行為による会社損害額は約 4,400 万円であった。

2 原因および背景

＜架空発注が行なわれていた原因＞

現場ではかなり以前から架空発注が行なわれており、備品等購入・交際費支出に係る社内手続きに関する現場担当者への教育が十分でなかったことから、平成 22 年に現場教育が行なわれるまで正しい社内手続きを認識しないまま業務処理が行なわれていた。

また、備品等の現場配置や当時の社内手続きについて、現場の実状に一部合っていなかった部分があった。

さらに、営業部門は、平成 21 年度の法人税（消費税）調査において、名古屋国税局から指摘を受けるまで、架空発注や備品等購入・交際費支出に係る社内手続き違反等の発生リスクについて十分認識せず、適切な措置を講じなかったことなど、これらの行為を防止する仕組みが十分整備できていなかった。

総じて、社内にコンプライアンス意識が不足していた。

＜平成 22 年 4 月以降の再発について＞

前回の架空発注事案発覚により、再発防止策を実施したにも関わらず再発した原因は、備品等購入・交際費支出に係る社内手続きやコンプライアンスの重要性を現場担当者に周知徹底できていなかったこと、および現場担当者の誤解や認識不足等による違反行為を防止する仕組みを十分に構築できていなかったことである。

＜前回調査で過去の架空発注を洗い出せなかったことについて＞

従業員や資材業者の記憶が曖昧になっていたことや、架空発注であっても現場使用であれば大きな問題ではないと思っていたなどの誤解や認識不足があった。

3 再発防止策

平成 22 年 4 月以降、再発防止策を実施した後も、一部の従業員はその内容を十分に理解せず引き続き架空発注を行っていたことが判明したことから、コンプライアンス意識の浸透と手続きの周知徹底を中心とした従来の再発防止策に、新たな施策を加え、再発防止に取り組んでいく。

	実施項目	再発防止策（※新規）
業務プロセス	発注	家電取扱い資材業者の選定絞り込み※
	検収	現場での出荷案内書・納品明細書・送り状等の書類保管の再周知、施工担当部署長への回付・妥当性の検証
	支払	資材業者売上データの確認による不適正取引の発見※
	契約等	資材業者向け確認書の改定、再締結
方針、手続	備品工具類	備品工具類の標準配備リストの制定、周知※
	交際費	交際費に対する考え方の周知
指導教育	コンプライアンス教育 (行動の重視)	コンプライアンス誓約書の改定 より有効なコンプライアンス点検活動の実施
	業者対策	資材業者、下請業者向けコンプライアンス説明会の実施※

以 上